

令和7年8月中野市農業委員会総会会議録

中野市農業委員会告示第5号

令和7年8月27日(水)午後3時30分

市役所4階 会議室41・42

○議事日程

1 開会

2 あいさつ

3 議事録署名委員指名

4 付議事項

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見について

議案第4号 農用地利用集積等促進計画の策定に係る要請について

議案第5号 農業経営改善計画の認定に係る意見について

5 報告事項

(1)農地法施行規則第29条第1号の規定による農用地を農業施設用地に供することの届出の受理状況について

6 その他

7 閉会

○出席委員

農業委員(19名)

桜沢いづみ委員、高橋一幸委員、坂本秀文委員、小林真一委員、高橋直樹委員、春日雄司委員、池田眞貴子委員、藤田清隆委員、大澤操委員、市川壽善委員、芋川一浩委員、田川新治委員、武田利彦委員、小林美代子委員、竹前博文委員、土屋稔委員、関紀子委員、山田喜英委員、増田善行委員

農地利用最適化推進委員(15名)

小林剛委員、中山喜正委員、宮崎喜久雄委員、堀内和幸委員、竹内久委員、高山文雄委員、小林宗和委員、若林栄吉委員、風間伸一委員、小林和夫委員、堀米義徳委員、大原善彦委員、神田満委員、清野澄夫委員、北澤公司委員

○欠席委員 丸山和広委員、霜鳥明彦委員、高山弥委員

○職務のため出席した農業委員会事務局職員の職氏名次のとおり

農業委員会事務局長	佐々木 篤博
〃 事務局長補佐	芋川 隆志
〃 事務局	矢嶋 裕貴

(開会)
事務局 (佐々木局長)

(午後 3 時 30 分)

皆様お集まりいただきましたので、ただ今から令和 7 年 7 月総会をはじめさせていただきます。

それではここで出席委員数の報告をいたします。ただ今までの出席委員数は、農業委員 20 名中 19 名、推進委員 17 名中 15 名であります。

なお、農業委員 12 番 丸山和広委員、農地利用最適化推進委員 平岡地区 霜鳥明彦委員、永田地区 高山弥委員からは欠席の連絡をいただいております。

それでは、会長からごあいさつをいただき以降の進行もお願いいたします。

議長 (増田会長)

(あいさつ 略)

先ほどの報告どおり出席委員数が定足数に達しておりますから、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項に基づき、会議は成立いたしました。ただちに会議を開きます。

日程 3、議事録署名委員の指名につきまして 17 番、土屋稔委員、18 番関紀子委員を指名いたします。議事に入る前に確認をいたします。農業委員会等に関する法律第 31 条及び中野市農業委員会会議規則第 9 条に、農業委員会の委員は自己又は同居の親族もしくはその配偶者に関しましてはその議事に参与することができないとの規定がございます。本日の議案の中でこの規定に該当される委員がいらっしゃいましたらお申し出ください。無いようですので、また、事前の連絡もありませんでしたので該当者は無しとします。

日程 4、付議事項に入ります。

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について議題といたします。事務局から議案説明をお願いします。

事務局 (芋川局長補佐)

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

説明につきましては、譲受人、譲渡人、申請地、申請理由の順で説明します。

番号 1 番、田麦、〇〇〇〇、静岡県浜松市、〇〇〇〇、厚貝〇〇〇〇、畑、214 平方メートル、経営規模拡大のため

番号 2 番、三ツ和、〇〇〇〇、三ツ和、〇〇〇〇、三ツ和〇〇〇〇、畑、41 平方メートル、耕作利便性の向上を図るため

番号 3 番、豊津、〇〇〇〇、大俣、〇〇〇〇、大俣〇〇〇〇、畑、外 2 筆、総面積 991 平方メートル、賃借権設定、5 年間
経営規模拡大のため

番号 4 番、山ノ内町大字夜間瀬、〇〇〇〇、新野、〇〇〇〇、新野〇

〇〇〇、畑、330 平方メートル、経営規模拡大のため

番号5番、竹原、〇〇〇〇、深沢、〇〇〇〇、竹原〇〇〇〇、畑、外2筆、総面積3277平方メートル、
現地と公図に相違があり隣地の耕作者と農地の交換をしたい

番号6番、深沢、〇〇〇〇、竹原、〇〇〇〇、竹原〇〇〇〇、畑、外2筆、総面積2557平方メートル、
現地と公図に相違があり隣地の耕作者と農地の交換をしたい

番号7番、金井、〇〇〇〇、江部、〇〇〇〇、新井〇〇〇〇、畑、外3筆、総面積6784平方メートル、経営規模拡大のため

P3 番号8番、竹原、〇〇〇〇、金井、〇〇〇〇、金井〇〇〇〇、畑、外1筆、総面積858平方メートル、経営規模拡大のため

番号9番、竹原、〇〇〇〇、間山、〇〇〇〇、〇〇〇〇、間山〇〇〇〇、畑、外2筆、総面積1624平方メートル、経営規模拡大のため

以上、番号1番から番号9番の案件につきましては、全ての農地等を効率的に利用して耕作等を行うと認められない場合、周辺農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じる恐れがある場合など、農地法第3条第2項の各号に掲げる許可することができない条件について確認したところ該当していないものと考えます。

このため、いずれも許可要件を満たすものと考えます。以上であります。

議長（増田会長）

ただいまの説明に対してご質問ご意見ありましたら、農業委員は議席番号と氏名を述べてから、推進委員は地区名と氏名を述べてからご発言願います。

3番 坂本秀文委員

3番の坂本です。番号3番で賃借権の設定とありますが、後に審議される農用地利用集積等促進計画による賃借とはどのように違うのでしょうか。

議長（増田会長）

事務局より説明願います。

事務局（芋川局長補佐）

農地法第3条でも賃借権を設定することは出来るのですが、農地法第3条による賃借権の設定は賃借期間が自動更新になってしまいます。そのため権利がきつく縛られるものになってしまいますのであまり設定はしてこなかったのですが、地権者の意向で農地法第3条による賃借の設定をするものになっております。

議長（増田会長）

よろしいでしょうか。

ありませんければ、お諮りをいたします。議案第1号を原案のとおり許可することに賛成委員の挙手をお願いします。

挙手全員であります。よって議案第1号を原案のとおり許可することに決しました。

次に、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から議案説明をお願いします。

事務局（芋川局長補佐）

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について説明につきましては、譲受人、譲渡人、申請地、申請内容、申請理由、備考の順で説明します。

番号1番 塩尻市、〇〇〇〇、牛出、〇〇〇〇、〇〇〇〇、牛出〇〇〇〇、田、341平方メートル、住宅敷地、

現在アパート住まいであるが手狭なため申請地を使用貸借し、住宅を建築したい。

2種農地 法5-②-II（消極的2種）

番号2番 中野、〇〇〇〇、西条、〇〇〇〇、西条〇〇〇〇、畑、1355平方メートル、

宅地分譲 敷地、申請地を宅地造成し、8区画の住宅分譲地として販売したい。

3種農地 則44（都市計画の用途地域）

以上であります。

ただいまの説明に対しご質問ご意見等ありましたら、ご発言をお願いします。

ありませんければ、お諮りいたします。議案第2号について、賛成の委員の挙手をお願いします。

挙手多数であります。よって議案第2号については原案のとおり許可することに決しました。

議長（増田会長）

次に、議案第3号 農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見についてを議題といたします。事務局から議案説明をお願いします。

事務局（矢嶋主査）

議案第3号 農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について（説明）

以上については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に規定される要件等をいずれの者におかれましても満たしているものと考えます。以上であります。

議長（増田会長）

ただいまの説明に対してご質問ご意見ありましたら、農業委員は議席番号と氏名を述べてから、推進委員は地区名と氏名を述べてからご発言願います。

ありませんければ、お諮りをいたします。議案第3号を原案のとおり

許可することに賛成委員の挙手をお願いします。

挙手全員であります。よって議案第1号のうち、番号3番を原案のとおり許可することに決しました。

次に、議案第4号 農用地利用集積等促進計画の策定に係る要請についてを議題とします。なお、番号1番及び2番は私が関係する案件でありますので、後程審議いたします。

その際は先ほど申し上げた通り、議長を交代しますので、お願いいたします。

それでは、議案第4号のうち、3番から12番までについて審議いたします。事務局から説明願います。

事務局（矢嶋主査）

議案第4号 農用地利用集積等促進計画の策定に係る要請について
（説明）

以上については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に規定される要件等をいずれの者におかれましても満たしているものと考えます。以上であります。

議長（増田会長）

ただいまの説明に対しご質問ご意見等ありましたら、ご発言をお願いします。

ありませんければ、お諮りいたします。議案第4号のうち、番号3番から12番について要請することに賛成の委員の挙手をお願いします。

挙手全員であります。議案第4号のうち、番号3番から12番については要請することに決しました。

それでは、議長を交代するため、暫時休憩とします。

（増田善行委員 退席）

議長（高橋会長代理）

それでは議長を交代いたしました。会議を再開いたします。議案第4号のうち、番号1番及び2番につきまして審議いたします。

事務局から説明願います。

事務局（矢嶋主査）

（説明）

議長（高橋会長代理）

ただいまの説明に対しご質問ご意見等ありましたら、ご発言をお願いします。

ありませんければ、お諮りいたします。議案第4号のうち、番号1番及び2番について要請することに賛成の委員の挙手をお願いします。

挙手全員であります。議案第4号のうち、番号1番から2番については要請することに決しました。

それでは、議長を増田会長に交代するため、暫時休憩とします。

（増田善行委員 入室）

議長（増田会長）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第5号 農業経営改善計画の認定に係る意見についてを議題とします。事務局から説明願います。

事務局（矢嶋主査）

議案第5号 農業経営改善計画の認定に係る意見について
（説明）
以上であります。

議長（増田会長）

ただいまの説明に対しご質問ご意見等ありましたら、ご発言をお願いします。

ありませんければ、お諮りいたします。議案第5号について意見なしとすることに賛成委員の挙手をお願いします。挙手多数であります。よって、議案第5号は意見なしとすることに決しました。

本日お願いしておりました議事は、以上となります。全体を通して何か質問などありますでしょうか。

倭地区 堀米義徳委員

倭地区の堀米です。先ほど坂本さんにご質問された内容についてです。農地の賃借関係は農地中間管理機構を中心に行っているのですが、私どももどのように理解しているのか、もう一度丁寧に説明いただけると助かるのですが。

事務局（芋川局長補佐）

第3条による所有権の移転や賃借権の設定は過去から出来るようになっております。今回は賃借権の設定ということで申請されているものになります。この賃借権の設定が何故行われていないかと申しますと、今回は5年という賃借期間で申請されているのですが、この5年は自動更新のような形になっておりまして、基本的には永年で賃借権の設定がかけられるものになってしまいます。合意解約が整わない限り、賃借権が永年で続いてしまいますので、農業委員会としては第3条による賃借権の設定は申請者にはお勧めしておりませんが、今回、第3条による賃借権をかけたいという意向がありましたので、今回お受けしております。

これから賃借の設定をするには、農地中間管理機構またはこの3条による2つの設定のみになりますので、地権者から問い合わせがあった場合はどちらかを選択していただくという説明をしていただければと思います。

倭地区 堀米義徳委員

農地法第3条による賃借権の設定も申請書はあるのでしょうか。

事務局（芋川局長補佐）

申請書につきましても、第3条の申請書をそのまま使っているのですが、その申請書の中で賃借権の設定として何年かけるという申請をしていただくこととなります。

議長（増田会長）

よろしいでしょうか。何か他に質問はございますでしょうか。無いようですので、事務局へお返しします。

事務局（佐々木局長） はい、ありがとうございます。私の方から主題に戻りまして、日程5 報告事項 に入ります。

事務局（芋川局長補佐） 報告事項 (1)農地法施行規則第29条第1号の規定による農用地を農業施設用地に供することの届出の受理状況について
(説明)
以上です。

事務局（佐々木局長） ただいまの説明に対しご質問ご意見等ありましたら、ご発言をお願いします。無いようですので、日程6 その他 に入ります。

(説明)

全体を含めて何かありましたらお願いします。
ありませんければ、以上をもちまして、本日の中野市農業委員会総会を閉会といたします。

(午後4時15分 閉会)

以上、会議の顛末を記録し、相違ないことを証明するためにここに署名する。

中野市農業委員会長（議長） 増田 善行

署名委員 土屋 稔

署名委員 関 紀子